

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K07616

研究課題名(和文) 新規就農研修事業を通じたJA出資型法人による担い手育成の新たな道

研究課題名(英文) New Path for Nurturing Farmers through Farmer Training Programs corporations established by agricultural cooperatives

研究代表者

李 侖美 (LEE, Yoonmi)

岐阜大学・応用生物科学部・准教授

研究者番号：80465939

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：JA出資型法人の事業分野のうち、注目されているのが新規就農研修事業を通じた地域農業の担い手の育成である。2017年3月現在、全国の646法人のうち、当事業を実施しているのは91法人で、研修分野は露地野菜が41法人で最も多いが、酪農や肉用牛部門においても当事業を開始する事例が生まれており、担い手問題が畜産分野でも深化しつつあることが確認できた。実績をみると、研修受入人数は64法人で628人、就農実績人数は37法人で324人となっている。独立就農する際の法人の支援は農地ののれん分け、機械・施設の斡旋が多くなっており、JA出資型法人が就農研修において独自の地平を切り拓いていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Among the of corporations established by agricultural cooperatives, training programs focused on nurturing for new local farmers have garnered considerable attention. As of March 2017, 91 of the 646 such corporations in Japan offer these training programs. Although the most common area of training remains outdoor vegetable cultivation, training programs in the areas of dairy and beef farming have started to appear throughout the country, indicating that there is a growing shortfall of farmers interested in operating livestock farms. An examination of the track record of these programs reveals that 64 of these corporations have provided training to 628 individuals, and 324 individuals who received training at 37 corporations are currently employed in agriculture. Support from the provision of machinery and facilities to individuals starting independent farms is also increasing, clearly demonstrating the role of these corporations in opening up new horizons through.

研究分野：社会経済農学

キーワード：新規就農研修事業 JA出資型法人 独立就農

1. 研究開始当初の背景

本研究は、JA 出資型農業生産法人(以下、JA 出資型法人と略記)が実施する新規就農研修(以下、就農研修と略記)に光を当てながら、それが農業構造改革に与える固有の意義を解明しようとするものである。

就農研修の開催主体としては都道府県・市町村・JA などを中心であるが、現実の就農研修実施主体は個別農家や農業法人が大きな役割を果たしている。こうした中で、JA 出資型法人は単に研修を実施するだけでなく、自らが借り入れた農地を譲り渡したり、家族経営としての新規就農だけでなく、法人経営としての新規参入をも支援するなど、就農研修における新たな道を切り拓いている。

就農研修の実施主体に関するこれまでの研究としては、市町村農業公社、一般法人、農協などが、就農研修に取り組んでいる JA 出資型法人が増加し、就農実績も蓄積されていく中で JA 出資型法人の就農研修の関する研究の歴史は浅い。

本研究は従来の研究から一步踏み出し、JA 出資型法人が行う就農研修の農業構造改革における意義について明らかにすることを目的としている。

2. 研究の目的

JA 出資型法人は、担い手不足や耕作放棄地の増加が予想される一部の地域で設立され、水稲作と水田転作を中心とする水田農業経営を中心としてきたが、次第に畑作・施設園芸・果樹作・畜産へと広がっている。

とくに、近年の動向として注目しているのは、就農研修に取り組んでいる法人が急増している点である。すなわち、JA 出資型法人は、一方では自ら地域農業の「最後の担い手」でありながら、他方では就農研修を通じて、新たな担い手を生み出す地域農業の「最後の守り手」としての積極的な役割を担っているからである。

そこで、本研究では、本研究はこのような JA 出資型法人における就農研修について着目しながら農業構造改革に与える意義を、先進事例の実態分析を通して明らかにするものである。

3. 研究の方法

本研究の計画は、就農研修事業を実施している全国の JA 出資型法人を対象とする詳細なアンケート調査を実施して、同法人の就農研修事業の実態を正確に把握し、研究課題に関わる包括的な分析を行う。就農研修事業を実施している法人のうち、野菜・果樹・酪農の分野ごとに個別調査を行い、就農研修事業の実態と就農実績を明らかにする。かつ、独立就農者の独立就農年数・品目ごとに分けて個別調査を行い、独立就農する際と就農した後に直面する課題ならびにその克服過程等についても聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) 新規就農研修事業に取り組む JA 出資型法人の増加

各地域における担い手減少に伴い、JA 出資型法人が増加している。事業分野の動向をみると、出資型法人がもっとも多く取り組んでいる事業分野はやはり水田作関係で、次に、畑作関係の事業分野であるが、詳しくみると、露地野菜に取り組んでいる法人が 143 (35.6%) と最も多く、普通畑作が 25.9%、施設野菜が 18.4%、普通畑作作業受託が 12.9%、果樹作が 10.0% の順となっている。

このように、水田農業だけではなく、畑作農業においても JA 出資型法人の登場を必要とする状態が強まっていること、すなわち、地域農業における危機深化に対応して JA 出資型法人に対する広範な期待が高まっていることが示されていると考えられる。

次に、とくに注目すべきことは「新規就農研修事業」の実施で、2016 年には 91 法人 (22.6%) が取り組んでいることが分かった。

2008 年の調査ではわずか 8 法人だったことからみると隔世の感がある。JA 出資型法人の新規就農研修事業は、出資型法人が単なる担い手の役割を超えて、地域農業を維持・蘇生させるための「半公共的な役割」をも担っていることを如実に示している。

(2) 新規就農研修事業の実績

新規就農研修事業の研修分野

近年、JA 出資型法人が行っている事業分野のうち、最も注目されている事業がまさに新規就農研修事業を通じた地域農業の担い手の創出である。

新規就農研修事業の開催主体としては、都道府県・市町村・JA・農業法人などが大きな役割を果たしているが、都道府県・市町村などは新規就農研修事業そのものの開設主体となっているのに対し、JA の場合には研修先として個別農家に委託するケースが多いが、その際に新規就農研修を受け入れる余裕のある個別専業農家が減少しており、研修先の確保が課題となっている。

一般農業法人の場合は、自らの労働力調達の一環として新規就農研修に取り組むインセンティブは強いが、その役割を超えて地域農業の担い手を育成するという機能を担うことには必ずしも積極的とはいえないことから(場合によっては農業法人にとって競争相手となるかもしれない新規就農者を育成したり、農地を分け与えるといったことに消極的にならざるをえない面が存在しているから)、新規就農研修そのものを拡大する余地が決して大きくはないのが現実である。

こうした中で、近年 JA 出資型法人では研修事業に取り組む事例が増加している。JA 出資型法人は単に研修を実施するだけでなく、法人が経営農地の一部を就農者に譲り渡して独立を支援したり、借入農地やハウスの位置と農地借入れ希望者の住宅の位置・準備資

金等にミスマッチが生じ、直ちに就農できない場合には法人が雇用継続して、雇用者が独立就農できる時期を模索するケースも見られる。

新規就農研修事業の研修分野

JA 出資型法人のうち、新規就農研修事業を実施している法人は 91 (22.6%) となっているが、表 1 によって新規就農研修事業の事業分野について回答した法人の内訳をみると露地野菜が 41 法人 (71.9%) で最も多く、その次は、稲作で 27 法人 (47.4%)、施設野菜が 20 法人 (35.1%)、果樹 7 法人 (12.3%)、酪農、養豚の順となっている。

研修分野で、露地野菜が他の分野と比べて多い理由として考えられるのは、稲作・施設野菜等に比べて、研修終了後に独立就農する場合の初期投資額が比較的少なく、就農が相対的に容易であることが影響しているものと考えられる。また、JA が開設主体となる直売所の設立が全国的に進んでいることが、野菜を有力な商品とする直売所への新規就農者への販売の可能性拡大に貢献しているという現実があるのではないかと、この点は今後の重要な調査項目であろう。

表 1 新規就農研修事業の研修分野

研修分野	法人数	割合 (%)
露地野菜	41	71.9
稲作	27	47.4
施設野菜	20	35.1
果樹	7	12.3
酪農	3	5.3
養豚	1	1.8
その他	3	5.3
回答法人数	57	100

研修事業の実績

次に、これまで新規就農研修を実施してきた法人における実績についてみると、これまで研修受入人数と就農実績人数が 30 人以上の法人がそれぞれ 6 法人、4 法人ある。これらの法人のうち、最も実績が多い法人は (有) JM で、これまでの研修受入人数は 99 人、就農実績人数は 88 法人となっており、地域農業を担っていく農業者創出において極めて大きな役割を果たしているといえる。

研修と就農の実績を合計してみると、研修受入人数は 64 法人で 628 人、就農実績人数は 37 法人で 324 人となっている。回答がない法人もあるので、正確には把握できていないが、回答がない法人まで含めれば、さらに多くなるはずであり、JA 出資型法人は新規就農研修事業において着実に成果を残していることが考えられる。

独立就農する際の支援・就農後の支援

出資型法人が新規就農研修事業を実施することも大切であるが、研修生が研修終了後に独立就農し、経営的に安定して本格的に地

域に定着することがさらに重要であり、期待されることである。そこで、独立就農する際の支援や就農後の支援についての質問項目を設けて、実態を調べてみた。41 法人の回答の中で、「農地譲渡・のれんわけ」が 23 法人 (56.1%) で最も多く、「機械・施設等の譲渡・あっせん」が 18 法人 (43.9%)、「出荷先の確保」が 15 法人 (36.6%) の順となっている。

新規就農研修事業を通じた担い手確保のためには、入口対策 (栽培技術習得、農地・機械・住宅・資金の確保) に加え、独立就農後の出口対策が必要であるが、JA 出資型法人の場合にはこのように、研修事業後に就農する際は農地譲渡・のれんわけや機械・住宅の斡旋などを積極的に行っていることが明らかになった。

(3) 事例分析

施設園芸産地：B 法人 (宮崎県)

JA の管内は園芸作物や畜産を主体とした複合経営が多く、中でも施設園芸においては県内でも最大の産地となっており、大都市への食料供給基地として大きな役割を担っていたところである。法人は設立初年度から「新規就農研修事業」をスタートさせたが、その背景としては規模拡大志向農家だけでは地域の農業資源活用に限界があること、離農・リタイアに伴う遊休農地・施設・農業機械等が増加しているにもかかわらず、地元の後継者・借り手・買い手がいないという問題が指摘できる。

新規就農研修事業の概要については次のとおりである。研修期間は 1 年間 (8 月～7 月) で、出資した JA の委託を受けて研修を行っている。研修生になるための条件として、研修終了後は JA 管内に就農すること、JA の組合員となること、JA 作物部会と青年部に加入することが義務づけられている。以上の条件により、就農後も営農指導及び経営指導の重点指導農家として位置づけられて、JA と法人の職員による巡回指導が持続的に行われている。

事業開始以降、現時点までに新規就農研修事業を修了した人は合計 99 人で、前職をみると会社員が圧倒的に多く、非農家出身者が農家出身者に比べて約 1.5 倍になっている。

就農品目は研修生の時に栽培経験があるものから自分で選択するが、JA の重点作物であるキュウリ、ミニトマトが約 8 割を占めている。

栽培技術の指導は元 JA の営農指導員 2 人が法人の専属指導員となって担当している。

これまでの独立就農は 88 人となっており、独立就農が多いことが特徴である。このように当法人の新規就農研修事業は順調に成果を収めて地域農業の活性化につながっているが、今日では新規就農にあたっての貸付けハウスの位置と借入れ希望者の住宅の位置のミスマッチが生じることになり、2013 年に

は新規就農者入植団地の建設を開始した。

入植団地では、適切なハウスを借入れられるまで、原則として1年間、最長3年間まで入植団地でハウス栽培することができ、現在3人の修了生が入植団地で栽培を行いながら独立を準備している。

果樹産地：A法人（長野県）

長野県のA法人に着目し、JA出資型法人が取り組む新規就農研修事業が地域農業の維持・発展と地域経済の活性化にどのように結びついているかについて検討を行い、新規就農研修事業の意義について考察を行った。分析結果によれば、第1に、2009年に新規就農研修事業に取り組み、2015年4月現在までに27人を受け入れ、11人を独立就農させていることが確認できた。第2に、研修期間は2年間で、研修2年目からは、研修ほ場を設定し、ほ場についてはすべて自己責任で栽培管理を行っていて、2年間の研修を修了し、独立就農する際には、本人の希望により2年目に作付していた研修ほ場を経営農地としてのれん分けしてもらうことが可能になっている。

こうした取り組みにより、スムーズに独立就農ができたと考えられる。第3に、新規就農研修事業の成果に加えて、樹園地継承推進事業、耕作放棄地の再生と利用、6次産業化事業を新規就農研修事業と連携しながら推進していることが明らかになった。まさに新規就農に伴う樹園地継承推進事業等の進展によって地域農業が維持され、このことがひいては地域経済の活性化をもたらすだろうと期待できる。他方で、栽培継続が困難な樹園地の増加に対して果樹部門への新規就農者の育成も課題として残されていることが明らかになった。

酪農地帯：C法人（北海道）

C法人に出資したJAは家族経営型の新規就農研修を1991年から開始したのち、2004年からはこれをJA出資型法人に移行して実施している。

2013年12月までに36組の新規就農者が入植したが、2009年からは法人経営を育成する目的で、一般企業の酪農参入を支援するJA出資型法人Cを設立した。JAはこれまで研修牧場を設け、家族経営型の新規就農者を継続的に育成してきたが、酪農家の減少に追いつかなかった。2009年にJAの第7次中期計画策定にあたり将来の動向を見通した際に、今後5年間で20戸以上が高齢のため離農する可能性が高いことが判明し、地域維持が困難になる危機的な状況になると判断された。

当法人で注目すべき点は、設立時に地元関連企業9社（建設・土木・運送・飼料・乳業会社）の共同出資が行われたことである。また、出資企業からの出向者を従業員（研修生）として受け入れ、大規模経営を担って行けるように農業技術と経営管理能力を身に付けて、将来の法人企業のマネージャーとしての

育成を目指していることである。

実際、地域内の大規模酪農経営の経営者が病気で亡くなった時、後継者が継承を断念したことから倒産の危機に陥ったが、出資企業の出向者が2年半の研修を積んだ後の2013年に新たに農場長として法人経営Mをスタートさせることになった。引き受けた際の規模は通常の家族経営の新規就農者の場合の5～6倍で、旧従業員6人も雇用しており、現在は搾乳牛475頭の規模となっている。

当法人の新規就農研修事業の特徴は、これまでの新規就農研修事業が家族経営の創出を念頭においていたとすれば、異業種企業からの出向者に酪農経営手法を伝達し、将来的に引き受け手のない離農跡地に新規就農してもらい、一般企業参入による法人農業経営育成のために研修事業に取り組んでいることである。当JAが異業種企業の酪農経営の参入を要請してC法人を立ち上げたのは、地域経済の維持と発展には酪農経営の維持と発展が不可欠だと判断したからに他ならない。

（4）まとめ

これまでの分析から、近年JA出資型法人は全国各地で設立されていること、水田農業を中心としつつも畑作・露地野菜作・果樹作・施設野菜から畜産・酪農にまで広がり、事業内容はもちろん地域の状況に応じて多様な役割を果たしていることが確認できた。

とくに、新規就農研修事業が急増していることは重要な意味を持つと考えられる。

なぜなら、JA出資型法人がそれ自体として担い手でありながら、高齢化の進行、後継者不足などにより担い手育成・新規就農研修事業を通じた新たな担い手創出の役割を担わざるを得ない局面に移行しており、担い手としてのJA出資型法人という対応だけでは地域農業の維持困難となる地域が出現してきたと判断されるからである。

JA出資型法人の新規就農研修事業では親元就農よりは独立就農を目指しているケースが多いことから、受入先としての入口対策はもちろん、独立した後も販路の確保などの持続的な支援といった出口対策を実施しているところに特徴がある。

JA出資型法人は家族農業経営や集落営農の危機に対して、彼らの経営を代替する地域農業の最後の担い手の役割を担うだけでなく、新規就農研修事業により、地域農業維持の枠組み構築に向けて貢献していることが確認できた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

李侖美、JA出資型法人が取り組む新規就農研修事業の意義—果樹・野菜作を中心に—、農村経済研究、査読有、35-1、2017、51-58

鶴川洋樹・李侖美・神田悠希、飼料用米生産における数量払い導入と面積拡大、農業経営研究、査読有、55 - 2、2017、33 - 38

李侖美、大規模水田作経営における農地の条件不利地性・分散性への対応－JA 出資型農業生産法人を事例として－、農業経営研究、査読有、55 - 3、2017、41 - 46

李侖美、近年の JA 出資型農業生産法人の設立動向と新たな役割－新規就農研修事業を中心に－、農業経営研究、査読有、53-3、2016、42-47

谷口信和・李侖美、JA による農業経営の展開と農協の役割、農業・農協問題研究、査読無、60、2016、2-18

李侖美・鶴川洋樹、水田作地帯における農産物直売所を通じた野菜振興の実態と課題－JA 直営農産物直売所を事例に－、農村経済研究、査読有、34-1、2016、46-53

鶴川洋樹・李侖美、ミニプラント型酪農と消費者意識、農業経営研究、査読有、54-2、2016、79-84

李侖美、大規模水田作経営における農地の条件不利(零細・不整形)性・分散性への対応－JA 出資型農業生産法人を事例として－、農業経済研究、査読有、88-2、2016、178-183

李侖美・大塚梨沙・鶴川洋樹、耕作放棄地の再生事業と営農展開－秋田県における実態と課題－、農村経済研究、査読有、33 - 1、2015、81-89

李侖美・谷口信和、地域農業の諸課題に総合的に対応する JA 出資型農業生産法人－(有)信州うえだファームを事例として－、農業経済研究、査読有、87 - 3、2015、237 - 242

[学会発表](計 7 件)

李侖美、大規模水田経営における水管理・畦畔除草への対応と課題、日本農業経営学会、2016年9月17日

鶴川洋樹・李侖美・神田悠希、飼料用米生産における数量払い導入と面積拡大、日本農業経営学会、2016年9月17日、京都大学

李侖美、JA 出資型法人が取り組む新規就農研修事業の意味－果樹・野菜作を中心に－、東北農業経済学会、2016年8月27日、弘前大学

李侖美、大規模水田作経営における農地の条件不利地性・分散性への対応－JA 出資型農業生産法人を事例として－、日本農業経済学会、2016年3月30日、秋田県立大学

李侖美、水田・畑・樹園地にまたがる大規模農業経営が直面する課題、日本協同組合学会、2015年10月3日、岐阜大学

鶴川洋樹・李侖美、ミニプラント型酪農と消費者意識、日本農業経営学会、2015年9月12日、北海道大学

李侖美・鶴川洋樹、水田作地帯における農産物直売所による野菜新興の実態と課題－JA 直営型農産物直売所を事例に－、東北農業経済学会、2015年8月、新潟大学

[図書](計 1 件)

李侖美、農林統計協会、転換期の水田農業－稲単作地帯における挑戦－、2017年、1 ~ 264

6. 研究組織

(1) 研究代表者

李 侖美 (LEE, Yoonmi)

岐阜大学・応用生物科学部・准教授

研究者番号：80465939